

# リベラルなアジア太平洋地域秩序と 日本外交：ASEAN 共同体と台湾に光を

平川 幸子

(早稲田大学留学センター准教授)

## 【要約】

本稿では、戦後のアジア太平洋地域の秩序を、中国、日本、ASEAN が提唱してきた「安全保障観」の歴史的変化や交錯に注目して論じる。「安全保障観」は、軍事安全保障にとどまらず政治体制、経済社会、人権まで広範囲にカバーする概念であり、その守るべき対象は「国家」「地域」「人間」の三つのレベルに分類できる。観察によると、冷戦期に分散していた安全保障観は、冷戦終結後の約 20 年間は重複し協調的であった。しかし、2010 年以降は、摩擦や対立が現れる状況になった。主な原因は、中国が「総体国家安全保障観」の下に、伝統的・非伝統的、国内外の全ての安全保障政策を一体化させていることである。一方、日本は、伝統的に「国家」よりも、「地域」や「人間」を守るリベラルな安全保障観を提唱、実践してきた。人々が安心して活動できる自由で開かれた地域を形成することは、「平和主義の通商国家」である戦後日本の国益であった。「国家」間の障壁を崩し、地域協力や人々同士の関係を推進した結果、ASEAN 共同体や台湾のような非国家アクターが日本の重要なパートナーとしてアジア太平洋地域に存在している。それは、地域全体のリベラルな秩序と価値を象徴する事実であり、日本は ASEAN 共同体や台湾を重視し、協力をさらに深めるべきである。

キーワード：安全保障観、総体国家安全保障観、非国家アクター、開かれた地域主義

## 一 はじめに

現在のアジア太平洋地域では、南シナ海、東シナ海、朝鮮半島など軍事安全保障面での緊張がかつてないほどに高まっている。その一方で、経済社会面では FTA（自由貿易協定）などの地域協力が進展し、国際的な相互依存が一層深まっている。このような現実を反映して地域研究の分野では、安全保障と経済社会領域を包括的に観察し、その連動関係を検討する方法論の構築が模索されてきた<sup>1</sup>。地域の「秩序」を論じる場合、軍事安全保障のハイ・ポリティクスの分野では勢力均衡あるいは覇権型の垂直的なイメージを持つ一方、経済社会のロー・ポリティクスの分野では法制度やルール、規範など水平的なイメージで捉えることが多い。加えて、欧米とは違う「アジア型秩序」という特性への考慮も必要であろう<sup>2</sup>。

---

<sup>1</sup> アジア地域統合の観点からの方法論に関する先行研究と論点整理として、毛里和子「総論『東アジア共同体』を設計する」山本武彦・天児慧編『シリーズ東アジア共同体の構築 1 新たな地域形成』（岩波書店、2007年）。領域の複合性に着目し理論選択的な分析的折衷主義を提唱したものとして、Rudra Sil, Peter J. Katzenstein, *Beyond Paradigms: Analytic Eclecticism in the Study of World Politics* (New York: Palgrave Macmillan, 2010)。国際政治経済学（IPE）理論では、自由貿易や社会交流が平和を推進するという楽観的理論がある一方、自由な対外関係が逆に国内的脅威や国家間緊張を高めるという現実も指摘されている。Avery Goldstein and Edward D. Mansfield, eds, “The Political Economy of Regional Security in East Asia”, *The Nexus of Economics, Security, and International Relations in East Asia* (California: Stanford University Press, 2012), pp. 14-25. Vinod K. Aggarwal and Kristi Govella eds, *Linking Trade and Security: Evolving Institutions and Strategic in Asia, Europe, and the United States* (New York: Springer, 2013), pp. 1-12.

<sup>2</sup> 天児慧によると、欧米と違ってアジアには「社会契約」という概念が歴史的に全く存在せず、自治的（生成的）秩序と他律的（構成的）秩序が重なることなく別個に並存していた。天児慧「アジアの地域秩序と重層的ガバナンス」松岡俊二・勝間田弘編著『アジア地域統合の展開』（勁草書房、2011年）、5～10ページ。

本稿では、地域の国際関係を包括的に観察する一つの試みとして、「安全保障観」をキーワードとして分析する。一般に「安全保障（security）」とは、「脅威の不在、脅威からの自由」を示す概念であり、「行為主体が、獲得した価値を、それをはく奪しようとする脅威から、独自あるいは他者との協力によって守る政策概念でもある」と定義される<sup>3</sup>。行為主体としての国家の役割は依然として支配的であるが、現代では、国際機構・地域・企業・非政府組織・個人の役割も増大し、守るべき価値や脅威も多元的、多義的である。「安全保障観」とは、文字通り理解すれば、このように多元的・多義的な「安全保障」に対する観察や観念的解釈である。それゆえに軍事外交、経済社会、人権や思想文化などあらゆる問題領域を包括しうる。実際に、国家が「安全保障観」を提示する際には、混沌とした概念を整理し、政策実行の優先目標を決定する目的があるだろう。逆に言えば、その優先順位を見れば、国家が守りたい価値基準を評価することができる。さらに、各国の「安全保障観」の変化や国際的交錯を見れば、地域全体の動向を把握することが可能となるだろう。

本稿ではまず、アジア地域において提唱された主要な「安全保障観」及び概念を整理して俯瞰する。その結果から、安全保障観の動向に近年、重大な変化が起きており、地域秩序が危機にあることを指摘する。筆者の見解では、戦後アジアでの伝統的秩序の本質は、主権国家によって織りなされる国際政治ではなく、むしろ「国家」の壁のない「地域」における「人間」の安全で自由な生活を守るための秩序であった。アジア地域に、非国家主体である ASEAN 共同体と台湾が厳然と存在していることがその証拠であり、どちらも日本

---

<sup>3</sup> 小笠原高雪ほか編集『国際関係・安全保障用語辞典』（ミネルヴァ書房、2013年）、14ページ。

外交と深い関係を持っている。

## 二 アジアにおける安全保障観の歴史的変遷と分析

### 1 中国・日本・東南アジア（ASEAN）の動向

戦後のアジアでは、それぞれの国情に合わせた様々なオリジナルな安全保障観が提起されてきた。アジア諸国の多くは第二次世界大戦後に独立や建国、また分断や占領を経験している。欧州のようにウェストファリア体制と呼ばれる主権国家体制が定着していた地域ではない。冷戦期においてパワーの面では脆弱性という厳しい現実を抱えながらも、西洋の植民地支配、戦前の帝国主義への反発から規範意識は強く、独特の平和観を提唱する気概があった<sup>4</sup>。このような地域の特徴が、リアリズム的な冷戦二極構造の安全保障へのアンチテーゼやオルタナティブな安全保障観や概念を活発に提唱させたと考えられる。

米ソ冷戦構造が直接反映された朝鮮半島は別として、中国、日本、東南アジア諸国（ASEAN）から発信された安全保障観や平和観は、各国の実情や願いが込められたものが多く、地域全体に与えた影響も大きい<sup>5</sup>。表1は、これら三つのアクターが提唱してきた安全保障観及び概念を、三つの時期区分に沿って大まかに整理したものである。時代を追って見ていく。

---

<sup>4</sup> 戦後アジアでは地域連帯の会議が複数回行われたが、西洋とは違うアジアからの平和主義は常に重要議題であり、多くの決議や宣言がなされている。平川幸子「東南アジアの戦後—バンドン・非同盟・ASEANの源流と分岐点」梅森直之・平川幸子・三牧聖子編著『歴史の中のアジア地域統合』（勁草書房、2012年）、91～116ページ。

<sup>5</sup> より詳しい検討は、平川幸子「アジアにおける安全保障観の対立と協調—守るべき「地域」「国家」「党」「人間」の交錯」山田満編著『東南アジアの紛争予防と「人間の安全保障」』（明石書店、2016年）、31～48ページ。

表 1 アジアで提唱された主な安全保障観（制度・政策含む）

	中国	日本	東南アジア・ASEAN
冷戦期	1954 平和五原則 1974 「三つの世界」論 1982 独立自主外交	1952 日米安全保障条約発効 1980 総合安全保障観（非軍事的領域の脅威・手段を想定）	1955 平和十原則 1971 ZOPFAN 宣言 1976 TAC（東南アジア友好協力条約）
ポスト冷戦期	1997 「新安全保障観」（非伝統的安全保障・多国間外交、非軍事的手段）	1992 PKO 協力法案成立 1997 日米防衛協力指針策定 1998 「人間の安全保障」提唱	1994 アセアン地域フォーラム（ARF）開始 1997 アセアン+3（APT）開始 2008 ASEAN 憲章発効
2010 以降	2014 「総体国家安全保障観」（対外的・国内的・伝統・非伝統分野を包括、一体化） 2014 アジア安全保障観	2014 「国際協調に基づく積極的平和主義」 2015 平和安全法案（限定的集団的自衛権）	2015 ASEAN 政治安全保障共同体（APSC）成立

出典：筆者作成。

第一に、冷戦期には三つの重要な安全保障観が登場した。東西冷戦という大国パワーに依拠した安全保障観に対して、それぞれがオルタナティブな主張や論理を訴えていた。たとえば、「平和五原則」は、50年代に米国主導の西側陣営が主導権を握りつつあった国連中心の国際秩序に対して、中国・インドが中心となってアジア新興諸国からの新しい平和観を主唱したものである。特に、政治体制の違

いを乗り越えた「平和共存」という概念は国連憲章には明記されておらず、アジアからの提案となっている<sup>6</sup>。一方、ASEAN5 各国により 1971 年に発出された Zone of Peace, Freedom and Neutrality ; ZOPFAN (「自由・平和・中立地帯」) 宣言は、国境を超えて「東南アジア」という地域(ゾーン)を範囲として、自由、平和、中立という価値を域外大国に対して集団的にアピールしたものである。弱小国が連合して自立的な外交努力によって「地域」の平和を獲得する試みであった<sup>7</sup>。他方、日本が 1980 年代に入り提唱した「総合安全保障観」は、エネルギーや食糧、災害なども国家への脅威と捉え、軍事力のみならず経済力や外交的措置など非軍事的手段も用いて安全保障政策を実施していく概念である<sup>8</sup>。

第二に、ポスト冷戦期を見てみよう。地域の平和安定を提唱してきた ASEAN は、メンバーを拡大すると同時に、ARF (アセアン地域フォーラム) や ASEAN+3 などの広域的枠組みの中心となって予防外交や信頼醸成を実現するための対話の場を制度化してきた。そして、この時期には、既に台頭パワーとなっていた中国が、脅威論を払拭し平和的發展をアピールする形で、「新安全保障観」を提起した

---

<sup>6</sup> 他方で、中国の「平和攻勢」は反米統一戦線とするリアリズム的理解も存在する。平松茂雄『中国の安全保障戦略』(勁草書房、2005年)、166~169ページ。

<sup>7</sup> ZOPFAN は、いわゆる ASEAN Way (コンセンサスと協議) に基づく外交協力の原型となった。平川幸子「マレーシアの対中接近と ASEAN 協調—ZOPFAN に隠された地域外交協力」松村史紀ほか編『東アジア地域の立体像と中国』(早稲田大学現代中国研究所、2011年)、109~136ページ。ZOPFAN 成立の歴史的経緯は、Nicholas Tarling, *Regionalism in Southeast Asia: To Foster the Political Will*, (London and New York: Routledge, 2006), pp. 141~185.

<sup>8</sup> 『大平総理の政策研究会報告書5—総合安全保障戦略』内閣官房内閣審議室分室・内閣総理大臣補佐官室(大蔵省印刷局、1980年)。

ことが注目される<sup>9</sup>。武力や威嚇ではなく対話や協議による紛争や問題の解決を唱え、「相互信頼・相互利益・平等・協力」をキーワードとして積極的に多国間協力の枠組みを推進した。他方、日本は21世紀に入り、日本ができる国際貢献として「人間の安全保障」概念を提起した<sup>10</sup>。普遍的な人間の立場で人権や開発、安全の問題を捉えて多様な脅威から守ることを目標に掲げて、官民あげて国際協力・平和構築を推進してきた。ロー・ポリティクス視点から国民生活の安全を射程に入れた「総合安全保障観」の発展版だといえるだろう。総じてこの時期は、地域での安全保障観の視野や目的が概ね合致して、特に非伝統的分野での脅威に対して国際協調や協力が最も進展していた。

ところが、中国が日本に代わり世界第二位の経済大国になった2010年以降から変化が現れてきた。東シナ海、南シナ海などの海洋領土問題が浮上してくると共に、安全保障観を巡ってもバランスが崩れてきた。中国の習近平政権は2014年、中国の安全が新たな情勢下にあるという認識から「総体国家安全保障観」を打ち出した<sup>11</sup>。国内外の脅威、及び伝統的・非伝統的安全保障を一体化し、国家安全組織も再編、国家安全法を採択して新たな安全保障政策を展開して

---

<sup>9</sup> 伊藤剛『『新安全保障観』の生成と発展—『国家間協調』の徹底化』天児慧・浅野亮編著『中国・台湾』（ミネルヴァ書房、2008年）、217～234ページ。高木誠一郎「中国の『新安全保障観』」『防衛研究所紀要』第5巻2号（2003年3月）、68～89ページ。

<sup>10</sup> 日本政府の取り組みの詳細は、外務省HP「人間の安全保障と日本の取組」を参照。<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/bunya/security/initiative.html>（2017年8月15日アクセス）。

<sup>11</sup> 「習近平：堅持總體國家安全觀 走中國特色國家安全道路」『新華網』2014年4月15日、[http://news.xinhuanet.com/politics/2014-04/15/c\\_1110253910.htm](http://news.xinhuanet.com/politics/2014-04/15/c_1110253910.htm)（2017年9月10日アクセス）。

いる。同年の CICA（アジア信頼醸成措置会議）では、「アジア地域の平和はアジア人で」、と述べて「アジア安全保障観」を提唱し、新たな地域秩序へのイニシアチブを示唆した<sup>12</sup>。一方、日本の安倍晋三第二次政権も 2012 年 12 月に発足した後、「国際協調に基づく積極的平和主義」を提唱し、国家安全保障会議（NSC）を設置した。2015 年には、18 年ぶりに新たな「日米防衛協力のための指針」を策定するとともに、限定的な集団的自衛権を容認する「平和安全法制」を成立させた。他方、ASEAN は、2015 年、当初の予定通り、ASEAN 共同体の三つの柱の一つである ASEAN 政治安全保障共同体を発足させて非伝統的安全保障分野での協力、民主主義と人権促進の政治協力を行っている。しかし、南シナ海の領有問題を巡っては意見対立が顕著になり結束が乱れてきている。

大まかに俯瞰すると、冷戦期には分散していた安全保障観が、冷戦終結後の約 20 年間は重複し協調的になっていた。しかし、2010 年以降は、摩擦や対立的な様相を呈してきたとまとめることができるだろう。

## 2 何を守るのか？－三つの分類レベル

以上に見てきた数々の安全保障観・概念は本質的に何を守ろうとしているのだろうか。守るべき対象という視点から整理すると、2010 年までは三つのレベルに分類することができる。それは、「国家」「地域」「人間」である。

---

<sup>12</sup> 「親戚同士が互いの幸せを願うように、隣人同士も幸せを願う」として、アジア法執行・安全保障協力フォーラム、アジア安全保障緊急対応センターの設立、アジア文明対話会議の開催などの構想を表明した。「中国はアジア安全保障観の提唱者・実践者 習近平主席強調 2014/05/22」中華人民共和国駐日本大使館 HP、<http://www.china-embassy.or.jp/jpn/zgyw/t1158401.htm>（2017 年 8 月 15 日アクセス）。

まず、国際政治理論上最も普遍的で、特に冷戦時に代表的だったのが、「国家」を守るための伝統的・軍事的安全保障である。この場合の「国家」とは、属性（国内政治体制や歴史文化的要素）を考慮せずに機能的な一つのユニット（単位）として考えればよい。ネオ・リアリズムの主唱者であるケネス・ウォルツが説明するように、アナーキカルな国際構造下、各ユニットは生存のため自助的な行動を繰り返す。その結果、対立関係にある国家同士でも合理的行動を相互に理解できるため、むしろ決定的衝突を回避できる<sup>13</sup>。

このようなウォルツの説明は、アジア地域においてはどのように当てはまるだろうか。そもそも、この地域には戦後から2010年頃まで、単独でパワー・ゲームのプレイヤーになれる大国が存在していなかった。中国は建国以後、ソ連や米国との戦略的同盟・準同盟関係を経て、1980年代からは独立自主路線を選択した。その後は、単独で防衛可能な軍事力の増強に励んできたといえる。その意味で自助的リアリズム性が典型的に見られる国家である。一方、日本は長年世界第二位の経済大国でありながら専守防衛に徹して、伝統的国家安全保障は米国との同盟を政策の要としてきた。他方、ASEAN各国を主権国家単位で見ると、冷戦時には米国やソ連との同盟国として基地を提供している国家もあった。しかし、1967年のASEAN結成時には、既に長期的目標として他国の軍事基地の撤去が示されており、現在、この地域に外国軍の駐留基地はなくなっている。

第二に挙げられるのは、国家周辺の「地域」全体の平和を守るというレベルである。先述した「国家」の安全保障を達成するため、地域全体に働きかけて外部環境を整える外交努力だともいえる。こ

---

<sup>13</sup> Kenneth Waltz, *Theory of International Politics* (New York: McGraw-Hill, 1979), pp. 79~128.

れについて、中国は伝統的に「平和共存」原則の推進によって、アジア地域を「平和地域」にしていくという外交努力をしてきた。現在でも「平和共存」は「独立自主」と並ぶ中国の基本原則である。しかし伝統的に地域の平和推進に最も熱心であったのは ASEAN であった。ZOPFAN を嚆矢として、その後も ARF、ADMM（ASEAN 国防相会議）など多くの広域対話枠組みを自らが中心となって発展させてきた。域外国に対しては枠組みへの参加資格として、ASEAN の対話国となり TAC（東南アジア友好協力条約）への署名を義務付ける。他方、日本は地域の平和安定について、二つの方法を取っている。一つは、日米同盟を 1997 年のガイドライン策定時に「地域公共財」と再定義して、米国のパワーを秩序維持に組み込んだこと。もう一つは、次章で後述するように、ASEAN が推進する協調的安全保障の枠組みを一貫して支援していることである。

第三に、日本に起源を持つ安全保障観として、「人間」や「生活安全」を守る安全保障のレベルがある。特に冷戦後には、第二の「地域」レベルの安全保障アレンジメントや機能的協力と並行して進展していった。途上国が多く存在するアジアでは、政治体制は多様であっても経済発展や社会開発面で多くの課題や利益を共有していたからこそ国家間協力が進展できたといえよう。もう一つの理由は、フィリピンやインドネシアなど ASEAN 諸国で開発独裁後に民主化が引き起こされるという政治面での変化である<sup>14</sup>。市民社会や NGO など多様なアクターが参加できる環境が整った状況に、日本の「人間の安全保障」の積極的な取り組みが浸透していった。

これら三つのレベルは、「国家」「地域」「人間」という、それ自体

---

<sup>14</sup> 山田満「序論 市民社会から見たアジア」『国際政治』169号（2012年6月）、3～8ページ。

は無価値の枠組みの単位であり、共通理解や共通認識が可能であった。それゆえ、複数の安全保障観や概念も概ね破たんなく協調、共存できる関係であった。ところが、2010年以降、中国の経済力が日本に取って代わり、長年の「韜光養晦」方針が変化した頃から、数々の安全保障観・概念の共存が難しくなってきた。その理由は、中国の「総体国家安全保障観」が「国家」「地域」「人間」という三つのレベルを一体化させるものであり、守るべき対象を「中国共産党政権」に定めて外交と内政を収斂させているからである。

2015年に採択された国家安全法総則では、「国家安全とは、国家政権、主権、統一と領土保全、人民の福祉、経済社会の持続可能な発展と、国家その他の重大な利益について、相対的に危険がなく、内外の脅威を受けない状態に置くこと、および安全な状態を持続する能力の保証を指す」と定義が述べられた<sup>15</sup>。守られるべき対象は多元的に記述されているが、何よりも「国家政権」が先に挙げられている点が特徴的である。同法第2章第15条では一層明確に、「国家は中国共産党の指導を堅持し、中国の特色ある社会主義制度を擁護し、社会主義民主政治を発展させ・・・」と記述されている。この安全保障観は、守るべき対象を、地域・国家・人間という無価値な枠組み単位ではなく、中国共産党体制という特殊な価値を持つ対象に絞っているといえよう。

このような固有な安全保障観は、日本やASEAN諸国にとっては簡単に共有できるものではない。しかし、地域の相互依存が進んでいる現下の情勢で、地域最大のパワーを持つ中国が内政と外交を一体

---

<sup>15</sup> 中国国家安全法（抄訳）。第12回全国人民代表大会常務委員会第15回会議、2015年7月1日採択、同日公布・施行。中国研究所『中国年鑑2016』（明石書店、2016年）、450ページ。

化して展開するとき、周辺国家は必然的に影響を受けるであろう。新たな摩擦や矛盾が生まれ、地域秩序も大きく変動してしまうのである。

### 3 四つの矛盾

中国共産党を守る「総体国家安全保障観」の出現によって、どのような矛盾が生じてきているのか。主には以下の四つが指摘できるだろう。

第一に、アジア太平洋地域全体における米国の存在である。それは地域概念の競争的再編ともいえる。2010年以降の中国の膨張的な海洋活動に対して、米国はリバランス政策で対応してきた。中国は米国抜きの「アジア安全保障観」を提唱しているが、現在、日本と米国は従来のアジア太平洋から「インド太平洋」と呼ばれる新たな地域概念を提唱して対抗している<sup>16</sup>。

第二に、中国以外の国家が推進する「人間の安全保障」が、国境を超えて普遍的な人権や民主化運動を守ろうとする時、それは中国の主権への介入となり、結果的に共産党支配に対する国内的脅威として認定されうるという矛盾である。中国は元来、人権問題への波及を避けて、「人間の安全保障」という用語を使用していない。中国が好む非伝統的安全保障という概念は、テロや環境問題、麻薬や海

---

<sup>16</sup> 「インド太平洋」は伝統的な日米同盟関係に加えて、韓国やオーストラリア、インド、ASEANといったアジア太平洋諸国・機関との安全保障を強化する考えから生まれた地理概念である。安倍政権では、西太平洋から東南アジア、インド洋を超えてアフリカにまでまたがる地域への関与を視野に入れて戦略地平を拡大し、自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値やルールに基づく国際秩序の維持を重視している。防衛研究所『東アジア戦略概観 2017』（防衛研究所、2017年）、37～70・223～250 ページ。

賊などの問題に対処してきた。これらは、中国という「国家」をいかに安全化するかという論理であって、守られる対象は自由な「人間」ではなく、あくまで「国家」の国民である<sup>17</sup>。

第三は、地域大国である中国・日本の相互不信から生まれる軍事セキュリティ・ジレンマの発生である。2012年以降、中国海警局の船艇による尖閣諸島周辺の12海里内での活動と人民解放軍の第一列島線突破が常態化している。日本は、利害が対立する問題に対する中国の活動を、「既存の国際法秩序とは相容れない独自の主張に基づき、力を背景とした現状変更の試みなど、高圧的とも言える対応を継続させており、その中には不測の事態を招きかねない危険な行為もみられる」と認識しており<sup>18</sup>、海上保安庁、海上自衛隊、陸空との統合部隊を増強して防衛体制を強化している。日本の2018年度防衛予算は過去最大規模の増額予定だが、これに対して中国外務省は「中国脅威論を煽りながら自国の防衛費を増やしており警戒が必要だ」と批判している<sup>19</sup>。

第四は、中国の新たな外交政策によって共同体としてのASEANが有名無実化するか変質する危険である。現在、中国は経済的利益

---

<sup>17</sup> 中国国家安全法第二章第15条は、「国家はいかなる祖国への裏切り、国家分裂、反乱の扇動、人民民主独裁政権の転覆あるいは転覆を扇動する行為を予防、制止、法によって処罰する。国家機密を窃取、漏洩するなど国家の安全に危害を与える行為を予防、制止、法によって処罰する。域外勢力の浸透、破壊、転覆、分裂活動を予防、制止、法によって処罰する」と書かれており、国際社会が想定する普遍的な人権意識と衝突する可能性が特に高い。中国の「法治」は支配のためのrule by lawであって、日本が主張する「法の支配」rule of lawとは概念が一致しないと考えられる。

<sup>18</sup> 平成28年度防衛白書「第1部 わが国を取り巻く安全保障環境」中国の項を参照、<http://www.mod.go.jp/j/publication/wp/wp2016/html/nd100000.html>（2017年9月10日アクセス）。

<sup>19</sup> 「日本の防衛予算増に懸念」『時事ドットコム・ニュース』2017年8月23日、<https://www.jiji.com/jc/article?k=2017082301041&g=pol>（2017年8月24日アクセス）。

を示しながら ASEAN 共同体ではなく主権国家単位で影響力を増してきている。圧倒的な経済援助を受けている国家が議長国を務める近年は、中国の意向が反映されやすくなり、ASEAN の南シナ海に関する対中姿勢も足並みが乱れてきた。利害が対立しない大陸国家だけではなくフィリピンなど係争当事国との間でも二国間解決に動いている。

以上、四つの対立要因を見ると、「国家」「地域」「人間」の中で弱体化しているのは、「地域」と「人間」を守る安全保障のレベルである。これらはともに、国際関係論の視点からいうとリベラルな安全保障である。なぜなら「地域」の安全保障は、国家間協力・共存を可能と見る点でリベラル、「人間」は国家から制約されない自由な存在であると前提している点でリベラルだからである。これら二重のリベラルな安全保障観が、「国家」を至上とする古典的リアリズムの安全保障観によって圧迫されていると見ることができる。

この事実は、戦後アジアで発展してきたリベラルな国際関係秩序に対して重大な変更を迫るものである。戦後アジアの国際関係史を見る時、主要な問題領域はむしろ経済社会領域にあった<sup>20</sup>。アジア諸国は、政治体制の違いがあっても、経済発展や社会開発、多様な文化の相互尊重など、地域に共通する課題や規範を追求してきた。その点にこそ、国家だけでなく地域や人間を守る安全保障観のバリエ

---

<sup>20</sup> 東アジアの政治体制の特徴として、経済発展を緊急課題とし正当性の根拠とする点がしばしば指摘されてきた。毛里和子「『東アジア共同体』を設計する—現代アジア学へのチャレンジ」山本武彦・天児慧編『新たな地域形成』（岩波書店、2007年）、8～10ページ。戦後アジアは1965年を転機として、政治的マグマが噴出する地域から経済的活力によって覆われる地域に変化したことが根本的特徴であり「基軸」だとする見解として、宮城大蔵「戦後アジア国際政治史」李鐘元ほか編『歴史の中の国際政治』（有斐閣、2009年）、151～171ページ。

ーションを許容する基盤があった。そして、このようなりベラルな秩序は2010年までアジアで最大の経済パワーであった日本が、次章で述べるように政治安全保障を前面に出さずに経済社会面で控え目なイニシアチブを発揮してきた影響が大きかった。

### 三 戦後アジアのリベラルな秩序—台湾とASEAN

#### 1 リベラルな秩序と日本外交

前章で行った安全保障観や概念の角度からの分析を国際関係理論から評価すれば、「国家」中心の安全保障を推進する中国はリアリズム的、「地域」や「人間」を重視する日本はリベラリズム的であるといえるだろう。

日本のリベラリズム性を規定している要因は、1) 憲法上の制約から国力増強の手段は非軍事的な外交や経済力のみとなる、2) 天然資源に乏しい自然条件から、通商関係の充実が生存の鍵となる、3) 平和で豊かな通商圏としてのアジアが、日本の国益に直結する、という論理に尽きるであろう。言い換えれば、自由で開かれた地域秩序の実現こそが日本の生存と発展に直結している。つまり、個人の自由な経済活動を海外でも保障するための調整や支援を政府が行う、というのが日本の経済外交の核心であった。日本にとって「地域」「人間」レベルの安全保障があって初めて、「国家」の安全が保障されるのである。

日本と米国は同盟国であり、民主主義や人権など政治的価値を共有している。しかし、日本が置かれた特殊な地理的、歴史的条件が、米国とは違うアジア政策を生み出す。アジアにおける米国のプレゼンスがハイエラキカルな力の支配を意味する覇権型であるのに対

し、日本の場合は「アジアの一員」という水平的関係を原則としている<sup>21</sup>。結果的にそのような違いが、日米の間でアジア諸国の民主化や人権の問題に対して違ったアプローチを生んでいる。これまでもミャンマーなどアジアの非民主的國家に対して、日本は直ちに政治的価値を要求するのではなく、一定の援助を続けて当事國の成熟を待ち、自主的に内部から民主化に転換するプロセスを支援した。同様に、天安門事件後の中国に対する制裁も最小限にとどめている。

戦後日本の低姿勢は、戦前の「大東亜共栄圏」という日本を上位に置くアジア主義の過ちへの反省から生まれている。アジアでの地域協力や地域主義は日本が常に望んできたものであったが、前面に立つ強いリーダーシップではなく、経済社会面での機能的協力を背後から支える、という役回りを得意とした。また、経済社会領域を主要な現場とする日本の外交は、エリートによる国際政治の場というより、人々同士の関係に基づく国際社会ネットワークづくりが成果となる。そのために、政官民のアクターが時には一体となり重層的に取り組んだ。政府間外交が難しい時には、トラック2や官民学連携などの方式で多様なアクターが外交課題を解決したのである。

このような特徴を持つ日本外交が地域にもたらした資産として、現在、アジア太平洋地域の国際関係には二つのユニークな非国家アクターが力強く存在している。一つはASEAN共同体、もう一つは台湾である。ASEAN共同体は、一つの主権国家ではないが、ASEAN

---

<sup>21</sup> 1957年発行の『外交青書』第1号は、「国際連合中心」「自由主義諸国との協調」「アジアの一員としての立場の堅持」を日本外交の三原則として打ち出した。ちなみに最新の『外交青書』では、日本外交の三本柱は、「日米同盟の強化」「近隣諸国との関係強化」「日本経済の成長を後押しする経済外交の推進」となっている。「平成29年度版外交青書」日本外務省HP [http://www.mofa.go.jp/mofaj/tp/pp/page25\\_000776.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/tp/pp/page25_000776.html) (2017年8月15日アクセス)。

憲章が規定するように法的人格を持つ地域機構であり、実際にアジア太平洋地域では TAC や FTA など一つの条約主体となっている。他方で、台湾は、現在アジア太平洋地域の諸国家との間での正式な外交関係は一つとしてないものの、中国大陸とは独立的に経済社会領域面で多くの政府間協定に準じる協定を締結している。また、独立関税領域として WTO や APEC など多国間枠組みに正式メンバーとして参加している。この二つの非国家アクターと日本外交の関係を検証してみよう。

## 2 ASEAN 共同体と日本

ASEAN は 1967 年、マレーシア、インドネシア、タイ、フィリピン、シンガポールの 5 か国によって結成された。かつての紛争当事国同士によって結成された組織は、当時、発展が期待されていたわけではなかった。ところが、冷戦終結後には、ベトナムやラオスなどの社会主義国、内戦の傷跡の残るカンボジア、軍事政権下のミャンマーなども参加させる形で拡大し、現在は 10 か国で ASEAN 共同体となり、その一つの柱として政治安全保障共同体を結成するに至った。冷戦後には、広域的な安全保障の枠組みを組織して域外大国や周辺諸国の安全保障システムを運営する役割を得ている。アジア地域で最も長く維持されている地域協力機構制度であり、多様な国家から構成される地域主義の成功例だといってよい。

戦後日本にとって東南アジアこそは自主的な外交精神を発揮しながら地域秩序形成の試みを続けてきた場であった<sup>22</sup>。中国大陸との外

---

<sup>22</sup> Hirakawa Sachiko, "Japan: Living in and with Asia," Lee Lai To and Zarina Othman eds, *Regional Community Building in East Asia* (London and New York: Routledge, 2017), pp. 249~270. 同様の観点からの歴史的記述として、波多野澄雄・佐藤晋『現代日本の東南アジア政策 1950-2005』(早稲田大学出版部、2007年)。

交関係がない当時、工業生産による経済復興を果たすための資源輸入先、インフラ輸出先、製品輸出市場として位置づけられた。この地域を安定した経済パートナーとして開発するため援助や貿易・投資を官民挙げて続けてきた。1960年代半ばに先進国の仲間入りを果たした日本は、1966年には米国と共同出資してアジア開発銀行を設立し、また東南アジア開発閣僚会議を東京で開催する。その流れから、ASEANが1967年に結成された時には、日本のASEANへの関心は高く参加の可能性すら取りざたされた<sup>23</sup>。

ただし1970年代初めまでの日本の経済進出は、一義的には経済復興という自己中心的な目的が目立ち現地からの反発を招くこともあった。反日ボイコットや暴動が起きたことへの反省を契機として日本政府は基本的な東南アジア政策を再考し、関係改善と長期的安定を図った。1977年にASEAN首脳会議に参加後に福田赴夫首相がマニラで発表した「福田ドクトリン」と呼ばれる政策理念が今日まで基本的に継承されている<sup>24</sup>。

その主な内容は、1) 日本は軍事大国にならない、2) 東南アジアと日本を「心と心の通い合う関係」にしていく、3) 日本はASEANと「対等な協力者」であり、インドシナ国家とASEANの橋渡しをする、というものであり、ここに戦後日本のリベラルなアジア外交の本質が込められている。(1)の内容は、日本の経済力を軍事力に転嫁しない「平和国家」としてのアイデンティティの堅持を約束して

---

<sup>23</sup> ASEAN側が地域的条件を理由に日本の参加可能性を否定したことが報道されている。須藤季夫『東南アジア国際関係の構図』（勁草書房、1996年）、193ページ。

<sup>24</sup> Sudo Sueo, *Japan's ASEAN Policy: In Search of Proactive Multilateralism* (Singapore: Institute of Southeast Asian Studies, 2015); Lam Peng Er ed, *Japan's Relations with Southeast Asia: The Fukuda Doctrine and Beyond* (London and New York: Routledge, 2013).

いる。(2)は、日本と東南アジアの関係が、国家間の経済的・物質的利益ではなく、人々同士の相互理解と社会交流に基づくものだという性格を規定している。(3)は日本ができる貢献として非軍事的な外交の力で東南アジア全域での地域の平和安定に積極的に貢献する意思を示している。前章で取り上げた安全保障観の対象理念でいえば、(1)は国家、(2)は人間、(3)は地域、と三つのレベルで包括的に約束していることになる。

日本は、1973年より「天然ゴムフォーラム」として、ASEANを一つの集団的単位と見做して対話の枠組みを有していたが、「福田ドクトリン」以後は「日本・ASEANフォーラム」と改称し、より包括的なテーマを扱う対話の場として制度化し、関係を強化していった。1985年の「プラザ合意」による円高対策として、多くの日本企業が製造拠点を東南アジアに移す頃には、経済関係の緊密化とともに、政府は文化交流や人材育成などのスキームを積極的に創設して、「心と心の通い合う」人々同士の関係構築を支援していた。やがて、シンガポールの「日本に学べ」キャンペーン、マレーシアの「ルックイースト」政策など、積極的に日本の企業文化や社会慣習を取り入れて発展モデルとする国家が現れた。

1990年代に入ると、ASEAN 拡大外相会議に出席した中山太郎外相が、地域の多国間協力の場を信頼醸成の場にはできないかと発言したことから、ASEAN が主導する広域的な安全保障対話の枠組みである ASEAN 地域フォーラム (ARF) が発足した<sup>25</sup>。このように、日本と ASEAN は良好な意思疎通を通じて、徐々に基本的価値を共有するパ

---

<sup>25</sup> ARF を日本の協調的安全保障政策として論じた研究として、Yuzawa Takeshi, *Japan's Security Policy and the ASEAN Regional Forum: The Search for Multilateral Security in the Asia-Pacific* (London and New York: Routledge, 2007).

ートナーとなっていった。

2002年には、小泉純一郎首相がシンガポールで、日本とASEANを基礎とする「ともに歩みともに進むコミュニティ」としての東アジア共同体構想に言及している。ASEANはグローバル時代の流れの中で、国情の違いにも関わらず、民主主義や市場経済という基本的価値にまともろうとしており、多様な歴史、文化、社会、宗教を調和させている点で大きな成果を上げていると評価するとともに、「日本は、これまでASEAN諸国の強化に貢献してきたと考えています。」と明確に述べた<sup>26</sup>。

翌2003年は日本・ASEAN交流年として東京でASEAN特別首脳会議が開催されたが、同年にはASEANはバリでの首脳会議で第二協和宣言を発出して、2020年までにASEAN共同体になることを宣言していた。ASEANが描いたビジョンは、翌年のビエンチャン行動計画（VAP）やその後のブループリントで徐々に明らかにされていくが、それは民主主義や人権、グッド・ガバナンス、「法の支配」などリベラルな価値を前面に押し出すものとなった。そして、2007年に署名されたASEAN憲章では、「We, the peoples of the Members States of the Association of Southeast Asian Nations (ASEAN)...」の前文でもわかるように、「人々のASEAN」という立場が明確に打ち出された。

それは、日本が理想とするASEAN共同体でありアジア地域全体の姿であった。主権国家単位では様々な国情があり難しい現実があるとしても、地域全体の長期的目標としてはリベラルな価値が埋め込まれている。日本としては、ASEAN共同体を支援し続けることで理

---

<sup>26</sup> 小泉総理大臣のASEAN諸国訪問における政策演説「東アジアの中の日本とASEAN—率直なパートナーシップを求めて（シンガポール、平成14年1月14日）」外務省HP、<http://www.kantei.go.jp/jp/koizumispeech/2002/01/14speech.html>（2017年8月15日アクセス）。

想の地域秩序を形成できるという明確な道筋が獲得できたのである。

### 3 台湾と日本

次に台湾を見てみよう。台湾は、国際関係理論的に言えば、領土・国民・政府、外交能力ともに備えた「国家」としての要件を満たす存在である。しかし、1970年代以降に、中華人民共和国と正式な外交関係を樹立した全てのアジア諸国が、「一つの中国」原則、つまり「台湾は中国の一部」という台湾の帰属問題について共同文書で宣言している。そのため、国際関係上、台湾と他国との間に正式な国家間関係は存在せず、外交上の「主権」は現実的に行使されていないといえる。

ただし、もう一つの重要な現実として、台湾は「民間」アクターとして国際社会上では中国とは全く別個に独立的に活動している。そのため、人々の越境的な経済社会活動の実務を処理するために、相手国との間で準政府的な窓口を交換設置して領事的業務を遂行させている。そして、中国も、台湾と相手国との関係が非政府間、非公式な性質である限り、民間人による経済社会領域での対外的な活動を原則的には容認してきた。

現在、台湾と第三国との標準的な対外関係となっているこの方式は、1972年の日中国交正常化における日本・中国・台湾の三者関係で最初に生まれた。当時、日中国交正常化・日台断交は「逆政経分離方式」と呼ばれた<sup>27</sup>。日本は「中華民国」と断交した後も、台湾と

---

<sup>27</sup> 日台断交前には、逆にLT貿易・MT貿易など日本と中国との間で民間経済関係構築が模索されていたからである。当時、日本と正式な外交関係にあった台湾（中華民国）側は、自由主義陣営の一員として日本・北京との民間経済関係は認めざるをえない、と黙認していた。平川幸子『「二つの中国」と日本方式—外交ジレンマ解決の

の間で「交流協会」「亜東関係協会」という民間を建前とした窓口を交換し、正式な国家間関係ではない形式で、実質的な貿易や人々同士の交流を進めてきた。以降、米国を含むアジア太平洋地域諸国が次々と、「日本方式」に従い、中国との外交関係樹立後も、台湾との民間経済関係を維持した<sup>28</sup>。

民間の対外的窓口が閉ざされなかった結果、台湾は外交的孤立にもかかわらず、アジア地域全体の経済成長の波に乗ることができた。台湾は、韓国、香港、シンガポールと並ぶアジアの新興経済パワーとして国際的に認知された。80年代にアジア諸国で経済政策が自由化され輸出依存型の経済成長が進むと、市場メカニズムに誘導された地域経済統合が進んだ。やがて、アジアでは開発独裁から民主化に移行するという政治経済パターンが見られたが、台湾でも同様の動きが見られた。台湾の民主化・本土化を進める李登輝総統は外交政策でも転換を図った。蒋介石時代のような正統性を中国大陸と争う外交を改め、台湾社会の人々の国際的活動に必要な実務の推進に徹した。1991年には「台湾・澎湖・金門・馬祖特別関税領域(中華台北)」の名義で、中国・香港とともに APEC に正式参加した。スリー・チャイナの同時加盟を処理するために、APEC は参加資格を主権国家ではなく「エコノミー」と規定した。

当時、具体的に同時加盟プロセスを主導したのは開催国の韓国であって日本ではなかった。しかし、主権国家に限らず民間アクターを積極的に地域協力の枠組みに参加させるという発想は、まさに日本が1960年代からアジア太平洋の経済協力という概念で実践してき

---

起源と応用』(勁草書房、2012年)、63～96ページ。

<sup>28</sup> 平川前掲書は、豪州、マレーシア、フィリピン、タイの事例について実証している。

た外交そのものであった<sup>29</sup>。アジア太平洋という地域概念を、1965年に小島清・一橋大学教授が提唱すると、当時の三木武夫外相は、アジアの途上国と太平洋を跨いだ先進国をつなげる責任が日本にはあると考えた。1967年には経済人主体のPBEC(太平洋経済委員会)、1968年には学者主体のPAFTAD(太平洋貿易開発会議)などの国際フォーラムが創設された。このような非政府アクターによる活発な議論から、経済ブロックではなく開放的地域主義をビジョンとするアジア太平洋地域主義の骨格が固められたのである。この概念は、1980年に大平正芳首相の下で「環太平洋連帯構想」として結実し<sup>30</sup>、キャンベラにて第一回PECC(太平洋経済協力会議)フォーラムが開催された。これは経済人、官僚、学者らなる国際セミナーであった。このPECCフォーラムの成果の蓄積に基づく政府間協力として、1989年にホーク豪首相の提唱でAPECが結成された<sup>31</sup>。

1991年に台湾がAPECに参加できた背景には、1980年代に既に台湾の民間人が地域フォーラムに参加してきた経緯が考慮された<sup>32</sup>。APECは伝統的に民間経済からのボトムアップという性格を重視し

---

<sup>29</sup> 寺田貴「日本とアジア地域主義の50年」梅森直之・平川幸子・三牧聖子編著『歴史の中のアジア地域統合』(勁草書房、2012年)、17~21ページ。

<sup>30</sup> 『大平総理の政策研究会報告書4—環太平洋連帯の構想』内閣官房内閣審議室分室・内閣総理大臣補佐官室(大蔵省印刷局、1980年)。

<sup>31</sup> アジア太平洋地域概念や「開かれた地域主義」の発展、APEC前史については、寺田貴『東アジアとアジア太平洋—競合する地域統合』(東京大学出版会、2013年)、37~70ページ。大庭三枝『重層的な地域としてのアジア—対立と共存の構図』(有斐閣、2014年)、74~90ページ。日本の役割に焦点を当てたものとして、船橋洋一『アジア太平洋フュージョン—APECと日本』(中央公論社、1995年)。

<sup>32</sup> 「三つの中国」加盟の方式は、1985から86年にかけてPECCが中国と台湾を加盟させた「非公式」交渉をモデルにしている。Lawrence Woods, *Asia-Pacific diplomacy: nongovernmental organizations and international relations* (Vancouver: UBC Press, 1993), pp. 134~135.

ており、現在でも PECC や ABAC (APEC ビジネス諮問委員会) などの枠組みが、政府間会合の APEC と緊密に連動している。つまり、市場を民間主導のものと捉え、個人の自由な経済活動を疑うことのない前提として、各国政府がいかに障害を取り除いていくかという姿勢を貫いているのである。

それゆえに、台湾の人々との経済社会関係を、日本はバイラテラルでもマルチラテラルでも歓迎する立場である。日本人と台湾人という民間レベルでの日台関係は年々、良好で親密になってきている。2017年より両者の関係窓口は、「日本台湾交流協会」「台湾日本関係協会」に名称が変更された。ナショナリズムの対立が顕著な北東アジア地域において、人々同士の社会交流を基礎に信頼醸成がなされ、関係が格上げされている珍しいケースである。それは、国際関係理論でいうとドイッチュの社会交流論に近い<sup>33</sup>。ドイッチュは、基本的にリベラルな価値が共有されている地域で社会統合が進めば「我々意識」が進み、深刻な政治的対立や軍事紛争を想定しえない状態になり、最終的には地域での多元的安全保障共同体が成立しうる、と指摘した。例として米国とカナダ、西ヨーロッパ地域が挙げられたが、アジアでも日本と台湾は、該当事例として検討に値するのではないだろうか<sup>34</sup>。

---

<sup>33</sup> Karl Deutsch, et al., *Political Community and the North Atlantic Area: International Organization in the light of Historical Experience* (New Jersey: Princeton University Press, 1957).

<sup>34</sup> 他のアジアの例として ASEAN を挙げて、非民主主義国家や途上国であっても萌芽的安全保障共同体は成立すると論じる研究もある。指導者やエリート間での交流による共通アイデンティティの醸成に焦点を当てた。Amitav Acharya, *Constructing a Security Community in Southeast Asia: ASEAN and the problem of regional order* (London and New York: Routledge, 2001).

## 四 おわりに

一般的な主権国家ではない ASEAN 共同体や台湾が、国際関係のアクターとして明確に存在しているアジア太平洋地域の現状は、主権国家のみを国際政治のアクターとして考える一般的なリアリズム理論では説明がつかない。それゆえにリベラルな地域と呼んでよいだろう。日本は結果的に、無自覚的であれ、アジア地域から「国家」の壁を壊す作業を静かに続けてきたといえる。結果、アジアでは「国家」だけでなく、「地域」「人間」を守る安全保障観が受け入れられてきた。もし、この地域から ASEAN 共同体と台湾の存在が低下、消滅するようなことがあれば、この地域でのリベラルの度合いは低下する。人々同士の自由な経済社会関係が後景に退き、主権国家間でのパワー・ゲームの現場と化するだろう。

主権至上主義ともいえる中国は、「一帯一路」や AIIB 設立など新しい地域協力のイニシアチブを推進しているが、その地域ビジョンは、経済社会開発中心ではあるが、民主主義や人権、「法の支配」への関心は低い。「総体国家安全保障観」が「地域」と「人間」に与える影響は不確実である。この動向は、日本にとって生存や繁栄を保障する有利な秩序ではない。リアリズム的な国際政治の中での防衛力増強や軍事的対応は必要であるが、行き過ぎると「平和主義の通商国家」という日本のアイデンティティが根本的に揺らぐことになる。

ASEAN 共同体と台湾は、どちらも日本の重要なパートナーであり、地域のリベラルを象徴する存在である。両者は、常にダイナミックな変化に取り組んでいる。ASEAN は構成国の政治体制の違いを残したまま国際機構そのものを「人々の ASEAN」という新段階に止揚させた。台湾は原住民・外省人・本省人などの歴史的「和解」を

はじめ、多様な背景を持つ人々による社会統合を果たそうとしている。グローバル社会の中で、旧来の「国民国家」とは違う新しいナショナリズムへの挑戦だともいえる。このような実践的取組みこそが、異質な人々との共生、あるいは多様性の中の統一、というグローバル社会の未来を教えてくれる。戦後アジアは約70年かけてリベラルな秩序を築いてきた。それゆえに、アジア太平洋地域にとってASEANと台湾の存在が重要なのであり、日本が失ってはならないものである。

(寄稿：2017年8月27日、採用：2017年9月29日)

## 自由主義亞太區域秩序與日本外交： 照亮東協共同體和台灣

平川幸子

（日本早稻田大學留學中心副教授）

### 【摘要】

本文透過對於中國、日本、東協所提倡的「安全保障觀」之歷史演變及其交集進行論述，旨在探討二戰後的亞太區域秩序。「安全保障觀」此一概念，除了涵蓋軍事層面的安全保障之外，更擴及了政治體制、經濟社會、人權等範圍。且基於保護的對象，可分為「國家」、「區域」及「人類」三個層次。根據觀察，於冷戰結束後的約 20 年間，冷戰時期分散的安全保障觀是重疊且具協調性的。然而，在 2010 年以後，前述的安全保障觀卻出現潛在的衝突與對立之情況。主要原因為中國在「總體國家安全觀」之概念下，將傳統、非傳統，國內外所有的安全保障政策整合在一起。另一方面，日本相較於傳統所強調的「國家」，一直以來更著重於倡議與實踐旨在保護「區域」及「人類」之自由主義式安全保障觀。對於「和平主義通商國家」的戰後日本而言，建構人人能夠安心活動、自由且開放性的區域為國家之利益。在摒除「國家」間的界線，促進人與人之間的關係，和區域合作之下，日本在亞太地區存在著有如東協共同體或台灣這樣的非國家行為者重要夥伴。這也是個象徵區域整體自由秩序與價值的事實，而日本應重視東協共同體與台灣，並更進一步加強合作。

**關鍵字：**安全保障觀、總體國家安全觀、非國家行為者、開放性區域主義

## **A Liberal Asia-Pacific Regional Order and Japan's Diplomacy: More Light on the ASEAN Community and Taiwan**

*Sachiko Hirakawa*

Associate Professor, Center for International Education, Waseda University

### **[ Abstract ]**

This article discusses the characteristics of the postwar Asia-Pacific regional order by examining the historical evolution of the 'security concepts' advocated by China, Japan and ASEAN respectively. Beyond the level of traditional military security, the scope of these new concepts has expanded to encompass political systems, the economy and society, and human rights. As a result, these new security concepts are multi-level, incorporating state security, regional security, and individual security. Although the two decades following the end of the Cold War saw positive overlap and convergence of these three 'security concepts', since 2010 various sources of potential tension have emerged, threatening regional stability. This is mainly due to the assimilation of traditional, non-traditional, domestic and international security policies under China's new concept of 'overall national security', which is at odds with security concepts advanced by Japan and ASEAN. The ASEAN Community and Taiwan, two vibrant non-state actors, are symbols and evidence of the liberal and open regional order led by Japan in the postwar era. This article explains Japan's long-term strategic support for the realization of an ASEAN Community based on shared values of democracy, human rights, and rule of law, as well as Japan's consistent efforts to strengthen substantive personal relations with Taiwan. It concludes that a stable future for Japan is only possible through strong ties with ASEAN and Taiwan.

**Keywords:** security concept, overall national security outlook, non-state actor, open regionalism

### 〈参考文献〉

- 『大平総理の政策研究会報告書 4—環太平洋連帯の構想』内閣官房内閣審議室分室・内閣総理大臣補佐官室（大蔵省印刷局、1980年）。
- 『大平総理の政策研究会報告書 5—総合安全保障戦略』内閣官房内閣審議室分室・内閣総理大臣補佐官室（大蔵省印刷局、1980年）。
- 「第1部 わが国を取り巻く安全保障環境」『平成28年度防衛白書』、<http://www.mod.go.jp/j/publication/wp/wp2016/html/nd100000.html>（2017年9月10日アクセス）。
- 「中国はアジア安全保障観の提唱者・実践者 習近平主席強調 2014/05/22」中華人民共和国駐日本大使館、<http://www.china-embassy.or.jp/jpn/zgyw/t1158401.htm>（2017年8月15日アクセス）。
- 「日本の防衛予算増に懸念」『時事ドットコム・ニュース』（2017年8月23日）、<https://www.jiji.com/jc/article?k=2017082301041&g=pol>（2017年8月24日アクセス）。
- 「人間の安全保障 日本の取組」外務省、<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/bunya/security/initiative.html>（2017年8月15日アクセス）。
- 「東アジアの中の日本とASEAN—率直なパートナーシップを求めて（シンガポール、平成14年1月14日）」外務省、<http://www.kantei.go.jp/jp/koizumispeech/2002/01/14/speech.html>（2017年8月15日アクセス）。
- 『東アジア戦略概観2017』（防衛研究所、2017年）。
- 「平成29年度版外交青書」外務省、[http://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/pp/page25\\_000776.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/pp/page25_000776.html)（2017年8月15日アクセス）。
- 天児慧「アジアの地域秩序と重層的ガバナンス」松岡俊二・勝間田弘編著『アジア地域統合の展開』（勁草書房、2011年）。
- 伊藤剛『『新安全保障観』の生成と発展—『国家間協調』の徹底化』天児慧・浅野亮編著『中国・台湾』（ミネルヴァ書房、2008年）。
- 大庭三枝『重層的な地域としてのアジア—対立と共存の構図』（有斐閣、2014年）。
- 小笠原高雪ほか編集『国際関係・安全保障用語辞典』（ミネルヴァ書房、2013年）。
- 須藤季夫『東南アジア国際関係の構図』（勁草書房、1996年）。
- 高木誠一郎「中国の『新安全保障観』」『防衛研究所紀要』第5巻2号（2003年3月）。
- 中国研究所『中国年鑑2016』（明石書店、2016年）。
- 寺田貴「日本とアジア地域主義の50年」梅森直之・平川幸子・三牧聖子編著『歴史の中のアジア地域統合』（勁草書房、2012年）。
- 寺田貴『東アジアとアジア太平洋—競合する地域統合』（東京大学出版会、2013年）。
- 波多野澄雄・佐藤晋『現代日本の東南アジア政策 1950-2005』（早稲田大学出版部、2007年）。
- 平川幸子「マレーシアの対中接近とASEAN協調—ZOPFANに隠された地域外交協力」松村史紀ほか編『東アジア地域の立体像と中国』（早稲田大学現代中国研究所、2011

- 年)。
- 平川幸子「東南アジアの戦後—バンドン・非同盟・ASEAN の源流と分岐点」梅森直之・平川幸子・三牧聖子編著『歴史の中のアジア地域統合』(勁草書房、2012年)。
- 平川幸子『「二つの中国」と日本方式—外交ジレンマ解決の起源と応用』(勁草書房、2012年)。
- 平川幸子「アジアにおける安全保障観の対立と協調—守るべき「地域」「国家」「党」「人間」の交錯」山田満編著『東南アジアの紛争予防と「人間の安全保障」』(明石書店、2016年)。
- 平松茂雄『中国の安全保障戦略』(勁草書房、2005年)。
- 船橋洋一『アジア太平洋フュージョン—APEC と日本』(中央公論社、1995年)。
- 宮城大蔵「戦後アジア国際政治史」李鐘元ほか編『歴史の中の国際政治』(有斐閣、2009年)。
- 毛里和子「総論『東アジア共同体』を設計する」山本武彦・天児慧編『シリーズ東アジア共同体の構築 1 新たな地域形成』(岩波書店、2007年)。
- 山田満「序論 市民社会から見たアジア」『国際政治』169号(2012年6月)。
- 「習近平:堅持總體國家安全觀 走中國特色國家安全道路」『新華網』2014年4月15日、  
[http://news.xinhuanet.com/politics/2014-04/15/c\\_1110253910.htm](http://news.xinhuanet.com/politics/2014-04/15/c_1110253910.htm)(2017年9月10日アクセス)。
- Acharya, Amitav, *Constructing a Security Community in Southeast Asia: ASEAN and the problem of regional order* (London and New York: Routledge, 2001).
- Aggarwal, Vinod K. and Kristi Govella eds, *Linking Trade and Security: Evolving Institutions and Strategic in Asia, Europe, and the United States* (New York: Springer, 2013).
- Deutsch, Karl, et al., *Political Community and the North Atlantic Area: International Organization in the light of Historical Experience* (New Jersey: Princeton University Press, 1957).
- Goldstein, Avery, and Edward D. Mansfield, eds, “The Political Economy of Regional Security in East Asia”, *The Nexus of Economics, Security, and International Relations in East Asia* (California: Stanford University Press, 2012).
- Hirakawa Sachiko, “Japan: Living in and with Asia,” Lee Lai To and Zarina Othman eds, *Regional Community Building in East Asia* (London and New York: Routledge, 2017).
- Lam Peng Er ed, *Japan's Relations with Southeast Asia: The Fukuda Doctrine and Beyond* (London and New York: Routledge, 2013).
- Sil, Rudra, and Peter J. Katzenstein, *Beyond Paradigms: Analytic Eclecticism in the Study of World Politics* (New York: Palgrave Macmillan, 2010).
- Sudo Suelo, *Japan's ASEAN Policy: In Search of Proactive Multilateralism* (Singapore: Institute of Southeast Asian Studies, 2015).
- Tarling, Nicholas, *Regionalism in Southeast Asia: To Foster the Political Will*, (London and new

York: Routledge, 2006).

Waltz, Kenneth, *Theory of International Politics* (New York: McGraw-Hill, 1979).

Woods, Lawrence, *Asia-Pacific diplomacy: nongovernmental organizations and international relations* (Vancouver: UBC Press, 1993).

Yuzawa Takeshi, *Japan's Security Policy and the ASEAN Regional Forum: The Search for Multilateral Security in the Asia-Pacific* (London and New York: Routledge, 2007).

